

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

令和4年9月7日

在ドミニカ共和国日本国大使館

当館で査証申請の手続きが可能な方は、原則としてドミニカ共和国の国籍を有する方及びドミニカ共和国で合法的に長期滞在が許可されている方となります。申請は予約制ですので、下記の**必要書類**がすべて揃いましたら、**お電話(809-567-3365)でご予約をお申し込みください。**

査証申請書※は必ず記入済みのものをお持ちください。(感染防止のため、大使館内での記入はご遠慮ください。)

●入国者健康確認システム（ERFS）の受付済証について

日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとなりました。この申請の詳細は、厚生労働省のウェブサイト『外国人の新規入国制限の見直しについて』：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

に記載されています。申請が終了すると『受付済証』が発行されますので、その入手後に、在外公館で査証の申請が可能になります。『水際対策に係る新たな措置について』：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

も併せてご覧ください。

●下記、※の様式は以下の外務省ウェブサイトからダウンロード可能です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html#section3>

●下記に当てはまらない場合でも、人道上配慮すべき事情があるときなど、査証申請が可能な場合があります。ご自分のケースが当てはまるかどうか不明な方は、大使館までご相談ください。

必要書類

《短期滞在：観光、商用、知人・親族訪問等 90 日以内の滞在で報酬を得る活動をしない場合》

1. 短期商用・各種交流

(1) 一次査証

(ア) **査証申請書**※ (45mm×35mm の顔写真貼付)

(イ) 旅券 (原本及びコピー 1 通)

(ウ) **入国者健康確認システム (ERFS) 「受付済証」** (上記参照。コピー 2 通)

(エ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類 (長期滞在査証など) (原本及びコピー 1 通)

(2) 数次査証 (ビザ免除国・地域籍者のみ)

(ア) [査証申請書](#)※ (45mm×35mm の顔写真貼付)

(イ) 旅券 (原本及びコピー 1 通)

(ウ) [入国者健康確認システム \(ERFS\)「受付済証」から発行された受付済証 \(「マルチビザ \(1 年\) 申請」項目が「希望と記載されたもの」](#) (上記参照。コピー 2 通)

(エ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など) (原本及びコピー 1 通)

(オ) [数次の渡航目的を説明する資料](#) (任意書式も可)

2. 団体観光

※旅行代理店等を受入責任者とする場合に限りです。

※**個人観光を目的とした査証申請は現在、受け付けておりません。**

(1) 添乗員付きパッケージツアーを利用する場合

(ア) [査証申請書](#)※ (45mm×35mm の顔写真貼付)

(イ) 旅券 (原本及びコピー 1 通)

(ウ) [入国者健康確認システム \(ERFS\)「受付済証」](#) (上記参照。コピー 2 通)

(エ) 旅行会社が作成した書面 (ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受入を行う日本側旅行業者等の連絡先、添乗員の在職証明書・連絡先が確認出来るもの)

(オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など。例外あり。) (原本及びコピー 1 通)

(2) 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーを利用する場合

(ア) [査証申請書](#)※ (45mm×35mm の顔写真貼付)

(イ) 旅券 (原本及びコピー 1 通)

(ウ) [入国者健康確認システム \(ERFS\)「受付済証」](#) (上記参照。コピー 2 通)

(エ) 旅行会社が作成した書面 (ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受入を行う日本側旅行業者等の連絡先が確認出来るもの)

(オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など。例外あり。) (原本及びコピー 1 通)

3. 親族・知人訪問

(1) 一次査証

①日本人・永住者・定住者の配偶者及び子の場合

(ア) [査証申請書](#)※ (45mm×35mm の顔写真貼付)

(イ) 旅券 (原本及びコピー 1 通)

(ウ) 親族関係を証する書類(戸籍謄本、Acta de Nacimiento/Matrimonio など)

(エ) 日本在住の親族が外国人の場合は、在留カードの写し

(オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類(長期滞在査証など) (原本及びコピー 1 通)

②親族（①を除く）・知人訪問（親族に準ずる関係が認められる者、訪日の必要性があると認められる者）の場合

- (ア) [査証申請書](#)※（45mm×35mm の顔写真貼付）
- (イ) 旅券（原本及びコピー 1 通）
- (ウ) [招へい理由書](#)※（[誓約事項](#)に同意が必要です）
- (エ) 親族関係を証する書類（戸籍謄本、Acta de Nacimiento/Matrimonio など）
知人訪問の場合、事実婚関係等を証する書類、結婚式・葬儀の案内、見舞い相手の医師の診断書など。
- (オ) 日本在住の親族が外国人の場合は、在留カードの写し
- (カ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）（原本及びコピー 1 通）

（2）数次査証（ビザ免除国・地域籍者のみ）

①日本人の配偶者及びその子の場合

- (ア) [査証申請書](#)※（45mm×35mm の顔写真貼付）
- (イ) 旅券（原本及びコピー 1 通）
- (ウ) 親族関係を証する書類（戸籍謄本、Acta de Nacimiento/Matrimonio など）
- (エ) [数次の渡航目的を説明する資料](#)（任意書式も可）
- (オ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）（原本及びコピー 1 通）

《中長期滞在目的》

- (ア) [査証申請書](#)※（45mm×35mm の顔写真貼付）
- (イ) 旅券（原本及びコピー 1 通）
- (ウ) 在留資格認定証明書（原本及び両面のコピー 1 通。原本の提出が困難な場合は両面のコピー 2 通）
- (エ) 在留資格認定証明書の発行日から 3 か月以上経過した在留資格認定証明書をお持ちの方は、日本側受入機関が「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提示が必要です。

詳細については出入国在留管理のウェブサイト：

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

をご参照ください。

- (オ) [入国者健康確認システム（ERFS）「受付済証」](#)（上記参照。コピー 2 通）
※「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」、「特定活動」の場合は不要です。
- (カ) ドミニカ共和国の身分証明書 Cédula、Residencia 又はドミニカ共和国に合法的に長期滞在していることがわかる書類（長期滞在査証など）（原本及びコピー 1 通）

○審査の過程で、追加資料が必要になる場合もございますので、予めご了承ください。

○多くの申請が見込まれますので、標準処理日数(5開館日)よりもお時間がかかることが予想されます。申請者のご都合に合わせた発給は出来かねますので、航空券の事前購入はお控えください。

○査証手数料は、国籍によって異なります(ドミニカ共和国籍の方は一次 RD\$1,595、数次 RD\$3,190)。査証引き取りにお支払ください。

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

Av. Winston Churchill #1099, Esq. Andrés Julio Aybar

Torre Citigroup, Piso 21, Acrópolis Center

Ensanche Piantini, Santo Domingo,

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp

https://www.do.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

El horario de atención es de lunes a viernes, de 8:45 am -1:00 pm y 2:00 pm - 5:30 pm (cerrados los fines de semana y días feriados).

開館日：祭日を除く月曜日～金曜日

開館時間：8時45分～1時、及び2時～5時30分（1時から2時までは昼休み）